

《新千里北町3丁目地区地区計画》

1. 建てることが出来る建築物の用途

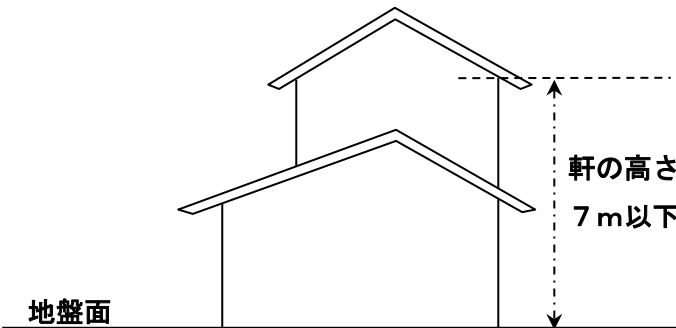
- ①住宅（2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。
以下同じ。）
- ②兼用住宅※（住宅で事務所、学習塾、アトリエなどを兼ねるもの）
- ③グループホーム（200㎡未満）
- ④自治会館等の集会所
- ⑤防災備蓄倉庫等
- ⑥前各号の建築物に附属するもの
※住宅部分が延べ面積の1/2以上かつ
非住宅部分の床面積が50㎡以内のもの

2. 建築物の敷地面積の最低限度

- (1) 230㎡
- (2) 敷地面積の最低限度の適用除外
(1)が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を一の敷地として使用するもの

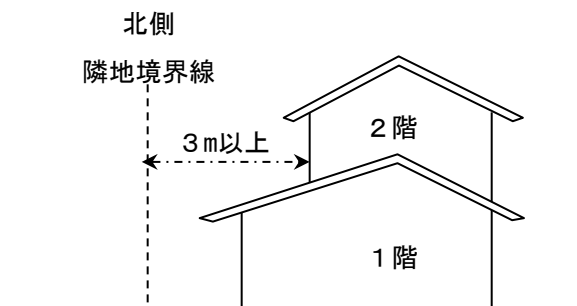
3. 建築物の高さの最高限度

軒の高さ7m

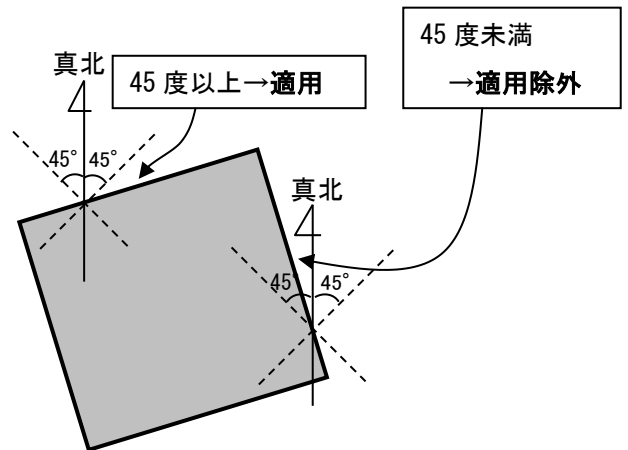
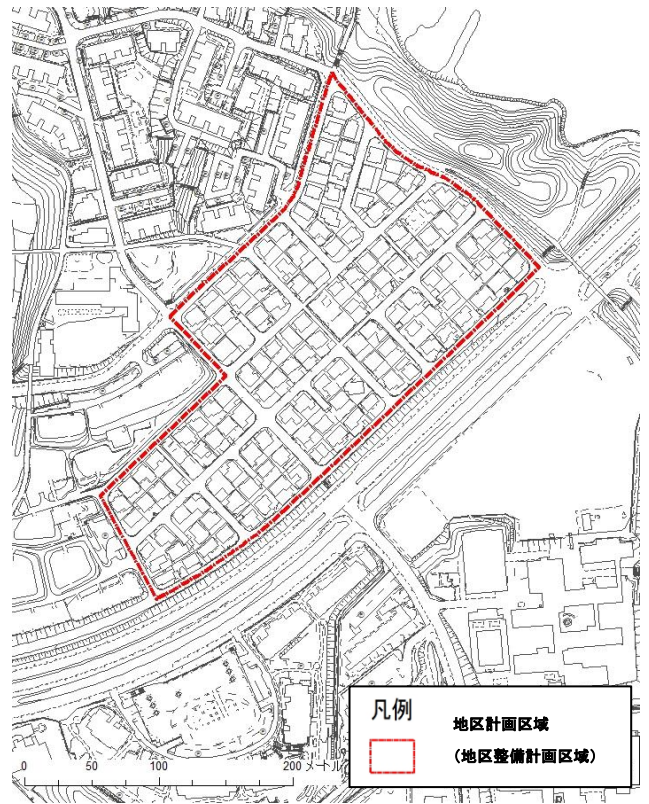


4. 壁面の位置の制限

- (1) 建築物の2階の外壁またはこれに代わる柱の面から北側隣地境界線（道路境界線を除く）までの距離は3m以上
- (2) 壁面の位置の制限の適用除外
真北方向に対する水平角度が45度未満の角度の隣地境界線



※このパンフレットは「新千里北町3丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。



新千里北町3丁目地区地区計画区域では、地区計画のほか、地元自治会が運営する『自治会申し合わせ』があります。内容については、自治会までお問合せください。